

# 公立大学法人前橋工科大学における公的研究費等の不正防止対策に関する基本方針

令和3年11月1日

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定、令和3年2月1日改正）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）の趣旨を踏まえ、公立大学法人前橋工科大学（以下「本学」という。）における公的研究費等（公立大学法人前橋工科大学における公的研究費等の不正使用の防止に関する規程第2条に規定する公的研究費等をいう。）について、不正行為を防止し、適正な運営・管理を行うための基本方針を定めるものとする。

## 1 責任体系の明確化

本学に公的研究費等の運営・管理を適正に行うため、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者を置き、その責任と権限を定める。

## 2 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

### (1) ルールの明確化・統一化

公的研究費等の使用及び事務手続に関するルールについて、明確かつ統一的な運用を図るとともに、公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に周知を図る。

### (2) 職務権限の明確化

公的研究費等の事務処理に関する構成員の権限と責任について、業務の分担の実態と乖離が生じないよう適切な職務分掌を定める。

### (3) 関係者の意識向上

公的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対して、本学の不正対策に関する方針及びルール等に関するコンプライアンス教育を実施し、受講者の受講状況及び理解度を把握するとともに、誓約書の提出を求める。

また、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員に対する行動規範を策定する。

### (4) 告発等の取扱い、調査及び懲戒に関する規程の整備等

機関内外からの告発等を受け付ける窓口を設置するとともに、不正に係る調査及び懲戒に関する規程を整備する。

## 3 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正を発生させる要因に対応した具体的な不正防止計画を策定し、実効性のある対策を確実かつ継続的に実施する。

4 公的研究費の適正な運営・管理活動

不正防止計画を踏まえ、実効性のあるチェック体制を構築し、適正な予算執行を行う。

5 情報発信・共有化の推進

公的研究費等の使用に関するルール等が、適切に情報共有・共通理解される体制を整備するとともに、本学における公的研究費等の不正防止に向けた取組みについて、方針等を情報発信する。

6 モニタリングの在り方

公的研究費等の適正な運営・管理のため、本学全体の視点からモニタリング及び監査制度を整備し、実施する。